



自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期＜複利型＞」

（平成30年4月1日現在適用中）

1. 商品名	自由金利型定期預金（M型）＜複利型＞ [愛称：預入金額 300万円未満 スーパー定期 預入金額 300万円以上 スーパー定期300]						
2. 対象となる方	個人のお客さまに限定させていただきます。						
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3年、4年、5年 ・預入時のお申出により、自動継続（利息受取型または元金成長型）のお取扱いができます。 						
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預入れいただきます。 ・1円（総合口座の場合は1万円）以上 ・1円単位 						
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・非継続型は、満期日に元利金を指定預金口座にご入金します。 ・総合口座に預入された非継続型は、満期日に元利金を総合口座普通預金にご入金します。 ・預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円以上の金額で中途解約することができます（ただし、スーパー定期300については一部支払後の残高が300万円以上となる金額まで）。 						
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税 （5）利率情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）で、6ヶ月ごとの複利計算により算出します。 ・20.315%の分離課税 平成25年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。 ・当行ホームページ「金利一覧」にてご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。 						
7. 手数料	不要です。						
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率） ・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。 						
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヶ月ごとに複利計算した利息とともにお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「6ヶ月」利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「6ヶ月」利率×70%
中途解約日までの期間	中途解約利率						
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率						
6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「6ヶ月」利率×70%						

〔商品概要説明書：スーパー定期（複利型）〕

	1年以上2年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%
	2年以上3年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%
	3年以上4年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%
	4年以上5年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 	
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772	